

倫理・コンプライアンス規程

第1条 目的

- 1.1 本規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会(以下「本協会」という)の関係者が、遵守すべき基本事項を定める。
- 1.2 本規程は、次の事柄を達成することを目的とする。
 - 1.2.1 関係者が、本協会の社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に生かされるように図る。
 - 1.2.2 本協会に対する社会的な信頼を確保するために、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図る
 - 1.2.3 競技規則を遵守し、質の高い競技、及び大会運営等を行う。

第2条 適用範囲

本規程は以下の者に対して適用される。

- 2.1 役職員等
 - 2.1.1 役員
 - 2.1.2 専門部及び委員会委員
 - 2.1.3 職員
 - 2.1.4 ブラインドサッカー及びロービジョンフットサル日本代表強化指定選手及びスタッフ
- 2.2 競技関係者等
 - 2.2.1 本協会に登録するチーム(選手、スタッフ等)
 - 2.2.2 審判員
 - 2.2.3 本協会に登録する公認コーチ

第3条 責務

- 3.1 本協会の役職員等及び競技関係者等は、定款第3条(目的)に従い、広く公益に貢献すべき責務を負っていることを認識し、関連法令、定款、関係規程等を遵守し、社会からの期待にふさわしい行動をしなければならない。

第4条 遵守事項

- 4.1 役職員等及び競技関係者等は、競技規則及び大会申し合わせ事項等を守らなければならない。
- 4.2 役職員等及び競技関係者等は、以下の不適切な行為を行ってはならない。
 - 4.2.1 暴力
 - 4.2.2 ドーピング
 - 4.2.3 人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障がい等に基づく不合理な差別
 - 4.2.4 覚せい剤・麻薬等の所持、使用
 - 4.2.5 反社会的勢力との関わり
 - 4.2.6 違法賭博等への関与
 - 4.2.7 八百長への関与
 - 4.2.8 パワー・ハラスメント
 - 4.2.9 セクシャル・ハラスメント
 - 4.2.10 その他、関係法令に触れる行為、社会通念上好ましくない行為等
- 4.3 役職員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 4.4 役職員等は、日常の行動において公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや、その斡旋、強要をしてはならない。

- 4.5 役職員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、NPO 法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 4.6 役職員等は、自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。

第5条 処分

- 5.1 役職員等及び競技関係者等が、本規程に違反する行為を行った恐れがある場合は、懲罰規程を適用する。

第6条 改正

- 6.1 本規程の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

第7条 施行・改訂

- 7-1 本規程は 2016 年 4 月 18 日から施行する

改訂履歴

版数	変更内容	発行日付
1.0	初版発行	2016.年 4 月 18 日
2.0	改訂	2016.年 7 月 22 日
2.2	改訂 4.2.3	2018 年 8 月 27 日